

千葉県告示第482号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定により告示します。

令和元年5月31日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス ウィズ稲毛海岸  千葉県千葉市美浜区高洲3丁目14-56 F	シャイングレイス 株式会社  東京都新宿区市谷仲之町4番16号  代表取締役 中村 岳彦	令和元年 5月31日	1250101167	放課後等デイサービス